

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金交付規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
制定：平成２５年９月１２日 改正：平成２６年８月２８日 改正：平成２７年６月 ８日 改正：平成２８年５月 ９日 改正：平成２９年７月 ３日 改正：平成３０年７月 ２日 改正：令和 元年７月 ５日 改正：令和 ２年９月１７日 改正：令和 ３年７月２０日 改正：令和 ４年８月２５日 改正：令和 ５年７月２５日 改正：令和 ５年８月２３日 <u>改正：令和 ６年９月 ９日</u>	制定：平成２５年９月１２日 改正：平成２６年８月２８日 改正：平成２７年６月 ８日 改正：平成２８年５月 ９日 改正：平成２９年７月 ３日 改正：平成３０年７月 ２日 改正：令和 元年７月 ５日 改正：令和 ２年９月１７日 改正：令和 ３年７月２０日 改正：令和 ４年８月２５日 改正：令和 ５年７月２５日 改正：令和 ５年８月２３日
（交付の対象及び補助率） 第３条 ～４（略） ５ 平成２７年度以前に採択された事業（以下「前期採択事業」という。）を実施する補助事業者（以下「前期補助事業者」という。）は平成３０年３月３１日、平成２８年度以降に採択された事業（以下「後期採択事業」という。）を実施する補助事業者（以下「後期補助事業者」という。）は令和３年３月３１日、令和２年度以降に採択され<u>た</u>事業（以下「追加採択事業」という。）を実施する補助事業者（以下「追加補助事業者」という。）は令和８年３月３１日までに補助事業を完了するものとする。ただし、後期補助事業者の事業完了期限については、令和元年度台風１９号等及び新型コロナウイルス感染症の拡大によるやむを得ない理由が確認できたものに限り、令和４年３月３１日を上限として必要と認められる期限延長を	（交付の対象及び補助率） 第３条 ～４（略） ５ 平成２７年度以前に採択された事業（以下「前期採択事業」という。）を実施する補助事業者（以下「前期補助事業者」という。）は平成３０年３月３１日、平成２８年度以降に採択された事業（以下「後期採択事業」という。）を実施する補助事業者（以下「後期補助事業者」という。）は令和３年３月３１日、令和２年度以降に採択される事業（以下「追加採択事業」という。）を実施する補助事業者（以下「追加補助事業者」という。）は令和８年３月３１日までに補助事業を完了するものとする。ただし、後期補助事業者の事業完了期限については、令和元年度台風１９号等及び新型コロナウイルス感染症の拡大によるやむを得ない理由が確認できたものに限り、令和４年３月３１日を上限として必要と認められる期限延長を

行う。<u>加えて、追加補助事業者の事業完了期限については、補助事業者の責めに帰さないやむを得ない理由により、令和８年３月３１日までに補助事業を完了することができないと見込まれる場合は、速やかに第１１条の規定に基づく様式第６の事故報告書を事務局に提出し、事務局が特に認める場合に限り、令和９年３月３１日を上限として必要と認められる期限延長を行う。</u>	行う。
附 則 この規程は、平成２５年９月１２日から施行する。 附 則 この規程は、平成２６年８月２８日から施行する。 附 則 この規程は、平成２７年６月８日から施行する。 附 則 この規程は、平成２８年５月９日から施行する。 附 則 この規程は、平成２９年７月３日から施行する。 附 則 この規程は、平成３０年７月２日から施行する。 附 則 この規程は、令和元年７月５日から施行する。 附 則 この規程は、令和２年９月１７日から施行する。 附 則 この規程は、令和３年７月２０日から施行する。 附 則 この規程は、令和４年８月２５日から施行する。 附 則 この規程は、令和５年７月２５日から施行する。 附 則 この規程は、令和５年８月２３日から施行する。	附 則 この規程は、平成２５年９月１２日から施行する。 附 則 この規程は、平成２６年８月２８日から施行する。 附 則 この規程は、平成２７年６月８日から施行する。 附 則 この規程は、平成２８年５月９日から施行する。 附 則 この規程は、平成２９年７月３日から施行する。 附 則 この規程は、平成３０年７月２日から施行する。 附 則 この規程は、令和元年７月５日から施行する。 附 則 この規程は、令和２年９月１７日から施行する。 附 則 この規程は、令和３年７月２０日から施行する。 附 則 この規程は、令和４年８月２５日から施行する。 附 則 この規程は、令和５年７月２５日から施行する。 附 則 この規程は、令和５年８月２３日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月9日から施行する。

以 上